

○平成3年度における寒冷地手当の特例に関する条例

〔平成3年12月24日
条例第4号〕

平成3年度に限り、南空知公衆衛生組合職員の寒冷地手当に関する条例（昭和42年条例第7号。以下「寒冷地手当条例」という。）第1条の適用については、寒冷地手当条例第2条の表中

51,600円	34,400円	17,200円
---------	---------	---------

とあるのは、

92,000円	61,400円	30,700円
---------	---------	---------

とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成3年8月30日から適用する。
（寒冷地手当の内払）
- 2 職員が平成3年8月30日からこの条例の施行の日の前日までの間に寒冷地手当条例の規定に基づいて支給を受けた寒冷地手当は、寒冷地手当条例及びこの条例の規定による寒冷地手当の内払とみなす。
（寒冷地手当の特例に関する条例の廃止）
- 3 昭和60年度における寒冷地手当の特例に関する条例（昭和60年条例第5号）は、廃止する。

○平成4年度における寒冷地手当の特例に関する条例

〔平成4年12月18日〕
〔条例第4号〕

平成4年度に限り、南空知公衆衛生組合職員の寒冷地手当に関する条例（昭和42年条例第7号。以下「寒冷地手当条例」という。）第1条の適用については、寒冷地

手当条例第2条の表中

51,600円	34,400円	17,200円
---------	---------	---------

とあるのは、

90,000円	60,000円	30,000円
---------	---------	---------

とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成4年8月31日から適用する。
（寒冷地手当の内払）
- 2 職員が平成4年8月31日からこの条例の施行の日の前日までの間に寒冷地手当条例の規定に基づいて支給を受けた寒冷地手当は、寒冷地手当条例及びこの条例の規定による寒冷地手当の内払とみなす。

○平成5年度における寒冷地手当の特例に関する条例

〔平成5年12月22日〕
〔条例第6号〕

平成5年度に限り、南空知公衆衛生組合職員の寒冷地手当に関する条例（昭和42年条例第7号。以下「寒冷地手当条例」という。）第1条の適用については、寒冷地

手当条例第2条の表中

51,600円	34,400円	17,200円
---------	---------	---------

とあるのは、

86,000円	57,300円	28,600円
---------	---------	---------

とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成5年8月31日から適用する。
（寒冷地手当の内払）
- 2 職員が平成5年8月31日からこの条例の施行の日の前日までの間に寒冷地手当条例の規定に基づいて支給を受けた寒冷地手当は、寒冷地手当条例及びこの条例の規定による寒冷地手当の内払とみなす。

○平成6年度における寒冷地手当の特例に関する条例

〔平成6年12月20日
条例第2号〕

平成6年度に限り、南空知公衆衛生組合職員の寒冷地手当に関する条例（昭和42年条例第7号。以下「寒冷地手当条例」という。）第1条の適用については、寒冷地

手当条例第2条の表中

51,600円	34,400円	17,200円
---------	---------	---------

とあるのは、

80,000円	53,400円	26,700円
---------	---------	---------

とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成6年8月31日から適用する。
（寒冷地手当の内払）
- 2 職員が平成6年8月31日からこの条例の施行の日の前日までの間に寒冷地手当条例の規定に基づいて支給を受けた寒冷地手当は、寒冷地手当条例及びこの条例の規定による寒冷地手当の内払とみなす。

○平成7年度における寒冷地手当の特例に関する条例

〔平成7年12月27日〕
〔条例第7号〕

平成7年度に限り、南空知公衆衛生組合職員の寒冷地手当に関する条例（昭和42年条例第7号。以下「寒冷地手当条例」という。）第1条の適用については、寒冷地

手当条例第2条の表中

51,600円	34,400円	17,200円
---------	---------	---------

とあるのは、

76,000円	50,700円	25,400円
---------	---------	---------

とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成7年8月31日から適用する。
（寒冷地手当の内払）
- 2 職員が平成7年8月31日からこの条例の施行の日の前日までの間に寒冷地手当条例の規定に基づいて支給を受けた寒冷地手当は、寒冷地手当条例及びこの条例の規定による寒冷地手当の内払とみなす。

○平成8年度における寒冷地手当の特例に関する条例

〔平成8年12月19日
条例第3号〕

平成8年度に限り、南空知公衆衛生組合職員の寒冷地手当に関する条例（昭和42年条例第7号。以下「寒冷地手当条例」という。）第1条の適用については、寒冷地

手当条例第2条の表中

51,600円	34,400円	17,200円
---------	---------	---------

とあるのは、

92,000円	61,400円	30,700円
---------	---------	---------

とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成8年8月30日から適用する。
（寒冷地手当の内払）
- 2 職員が平成8年8月30日からこの条例の施行の日の前日までの間に寒冷地手当条例の規定に基づいて支給を受けた寒冷地手当は、寒冷地手当条例及びこの条例の規定による寒冷地手当の内払とみなす。
（寒冷地手当の特例に関する条例の廃止）
- 3 平成元年度における寒冷地手当の特例に関する条例（平成元条例第5号）及び平成2年度における寒冷地手当の特例に関する条例（平成2条例第3号）は、廃止する。

○平成9年度における寒冷地手当の特例に関する条例

〔平成9年12月22日〕
〔条例第4号〕

平成9年度に限り、南空知公衆衛生組合職員の寒冷地手当に関する条例（昭和42年条例第7号。以下「寒冷地手当条例」という。）第1条の適用については、寒冷地

手当条例第2条の表中

51,600円	34,400円	17,200円
---------	---------	---------

とあるのは、

80,000円	53,400円	26,700円
---------	---------	---------

とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成9年9月30日から適用する。
（寒冷地手当の内払）
- 2 職員が平成9年9月30日からこの条例の施行の日の前日までの間に寒冷地手当条例の規定に基づいて支給を受けた寒冷地手当は、寒冷地手当条例及びこの条例の規定による寒冷地手当の内払とみなす。

○平成10年度における寒冷地手当の特例に関する条例

〔平成10年12月18日〕
条例第3号

平成10年度に限り、南空知公衆衛生組合職員の寒冷地手当に関する条例（昭和42年条例第7号。以下「寒冷地手当条例」という。）第1条の適用については、寒冷地

手当条例第2条の表中

51,600円	34,400円	17,200円
---------	---------	---------

とあるのは、

74,000円	49,400円	24,700円
---------	---------	---------

とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成10年9月30日から適用する。
（寒冷地手当の内払）
- 2 職員が平成10年9月30日からこの条例の施行の日の前日までの間に寒冷地手当条例の規定に基づいて支給を受けた寒冷地手当は、寒冷地手当条例及びこの条例の規定による寒冷地手当の内払とみなす。

○平成11年度における寒冷地手当の特例に関する条例

〔平成11年12月16日〕
条例第4号

平成11年度に限り、南空知公衆衛生組合職員の寒冷地手当に関する条例（昭和42年条例第7号。以下「寒冷地手当条例」という。）第1条の適用については、寒冷地

手当条例第2条の表中

51,600円	34,400円	17,200円
---------	---------	---------

とあるのは、

80,000円	53,400円	26,700円
---------	---------	---------

とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成11年9月30日から適用する。
（寒冷地手当の内払）
- 2 職員が平成11年9月30日からこの条例の施行の日の前日までの間に寒冷地手当条例の規定に基づいて支給を受けた寒冷地手当は、寒冷地手当条例及びこの条例の規定による寒冷地手当の内払とみなす。

○平成12年度における寒冷地手当の特例に関する条例

〔平成12年12月15日〕
条例第5号

平成12年度に限り、南空知公衆衛生組合職員の寒冷地手当に関する条例（昭和42年条例第7号。以下「寒冷地手当条例」という。）第1条の適用については、寒冷地

手当条例第2条の表中

51,600円	34,400円	17,200円
---------	---------	---------

とあるのは、

92,000円	61,400円	30,700円
---------	---------	---------

とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成12年9月29日から適用する。
（寒冷地手当の内払）
- 2 職員が平成12年9月29日からこの条例の施行の日の前日までの間に寒冷地手当条例の規定に基づいて支給を受けた寒冷地手当は、寒冷地手当条例及びこの条例の規定による寒冷地手当の内払とみなす。

○平成13年度における寒冷地手当の特例に関する条例

〔平成13年12月14日〕
条例第3号

平成13年度に限り、南空知公衆衛生組合職員の寒冷地手当に関する条例（昭和42年条例第7号。以下「寒冷地手当条例」という。）第1条の適用については、寒冷地

手当条例第2条の表中

51,600円	34,400円	17,200円
---------	---------	---------

とあるのは、

84,000円	56,000円	28,000円
---------	---------	---------

とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成13年9月28日から適用する。
（寒冷地手当の内払）
- 2 職員が平成13年9月28日からこの条例の施行の日の前日までの間に寒冷地手当条例の規定に基づいて支給を受けた寒冷地手当は、寒冷地手当条例及びこの条例の規定による寒冷地手当の内払とみなす。

○平成14年度における寒冷地手当の特例に関する条例

〔平成14年12月11日〕
条例第5号

平成14年度に限り、南空知公衆衛生組合職員の寒冷地手当に関する条例（昭和42年条例第7号。以下「寒冷地手当条例」という。）第1条の適用については、寒冷地

手当条例第2条の表中

51,600円	34,400円	17,200円
---------	---------	---------

とあるのは、

80,000円	53,400円	26,700円
---------	---------	---------

とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成14年9月30日から適用する。
（寒冷地手当の内払）
- 2 職員が平成14年9月30日からこの条例の施行の日の前日までの間に寒冷地手当条例の規定に基づいて支給を受けた寒冷地手当は、寒冷地手当条例及びこの条例の規定による寒冷地手当の内払とみなす。